

議案第16号

鯖江市部設置条例の一部改正について

鯖江市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

多様な行政課題に対応する組織とするための機構改革に伴い、分掌事務を改めたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市部設置条例の一部を改正する条例

鯖江市部設置条例（平成16年鯖江市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中 「政策経営部」 を 「政策経営部  
市民生活部」 に、「産業環境部」を

「産業観光部」に改める。

第2条第1号中ウからカまでを次のように改める。

ウ 情報政策に関すること。

エ 財産に関すること。

オ 建築および営繕に関すること。

カ 市税に関すること。

第2条第2号中オからキまでを削り、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「産業環境部」を「産業観光部」に改め、同号中オを削り、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 市民生活部

ア 総合窓口および市民相談に関すること。

イ 男女共同参画および市民活動に関すること。

ウ 危機管理に関すること。

エ 環境に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(鯖江市環境審議会設置条例の一部改正)

2 鯖江市環境審議会設置条例（平成9年鯖江市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。